

田野町新築住宅建設促進事業補助金条例

(目的)

第1条 この条例は、田野町内(以下「町内」という。)に新たに住宅を建築する施工主に対し、当該家屋に係る固定資産税額の一部を補助することにより、定住人口の増加及び町内建築事業者を含めた地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 永く住むことを前提に町内に住所を有し、かつ、生活の本拠を本町に置くことをいう。
- (2) 住宅 玄関、台所、便所、浴室及び居室を有し、利用上の独立性を有するものをいい、床面積が50平方メートル以上280平方メートル以下の建物をいう(居住の用に供する部分と事業の用に供する部分とが結合する併用住宅については、居住の用に供する部分が住宅の床面積の2分の1以上のものをいう。)。ただし、共同住宅を除く。
- (3) 新築 自己の居住の用に供するため、町内に新たに住宅を建築することをいう。

(補助対象事業費)

第3条 補助金の交付対象となる事業費は、新築住宅に係る固定資産税額の一部とする。

(補助金の額)

第4条 前条の事業に対する補助金の額は、新築住宅に課せられる初年度の固定資産税の軽減額(田野町税条例(昭和40年条例第6号)附則第10条の3第1項の規定により軽減措置を受ける税額)(以下「新築軽減税額」という。)の3年間分の額とする。

2 前項の規定にかかわらず、町内建設事業者が建築した家屋に

対する補助金の額は、新築軽減税額の7年間分の額とする。

(補助対象住宅)

第5条 補助金の交付対象となる住宅は、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他関係法令に違反がないこと。ただし、過去にこの条例による補助金の交付を受けたものを除く。

(補助対象者)

第6条 補助金の交付対象者は、新たに住宅を建築する施工主で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 令和2年1月2日から令和6年1月1日の間に新築住宅（リフォームを除く。）を建設した者。ただし、建売住宅は対象としない。
- (2) 交付申請時において本町の住民基本台帳に登録されている者で、田野町に引き続き5年以上定住の意思がある者
- (3) 生活の本拠として当該新築住宅を使用する者（別荘は対象外とする。）
- (4) 交付申請時において、補助対象者及び同居している者に町税等及び本町に対する使用料、納付金等の滞納がないこと。
- (5) 過去にこの補助金の交付を受けていないこと。
- (6) 世帯を構成する者が、田野町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成25年規則第3号）第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者でない者

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、規則の定めるところにより、町長に申請しなければならない。

(補助金交付決定)

第8条 この条例による補助金の交付は、町長が決定した者（以下「交付決定者」という。）に対して行う。

(補助金の返還等)

第9条 町長は、交付決定者又は補助金の交付を受けた者が、補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に違反したときは、補助金の交付の決定を取消し又は既に交付した補助金の全

部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

(失効)

2 この条例は、令和6年12月28日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付決定のあった補助金については、この条例の失効後も、なおその効力を有する。